

事務連絡
平成26年7月23日

地方厚生（支）局 医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

「平成26年度診療報酬改定における保険導入の検討の際の
指摘への対応について（案）」について

標記については、平成26年4月17日の先進医療会議において議論され、当該先進医療技術について、今後の対応の方向性が示されたところである。

については、対象の医療機関を招集し、今後の対応等について周知することから、平成26年7月1日現在（厚生労働省HP参照）において、別添の「対象先進医療技術」に該当する保険医療機関に「別紙」及び「参考資料」を送付いただきたい。

なお、当該資料を送付した保険医療機関の一覧については、貴局より当課宛に平成26年8月8日（金）までに送信願いたい。

（別紙）

別紙1 対象医療機関送付分「事務連絡」

別紙2 出欠票

（別添）

対象先進医療技術

（参考資料）

第17回 先進医療会議 資料 先-3

【担当者】 厚生労働省保険局医療課医療係
連絡先 03-5253-1111(内線 3289)



◆対象先進医療技術

第2項先進医療【先進医療A(暫定含む)】(20種類)

番号	暫定(※)	先進医療技術名
2	※	凍結保存同種組織を用いた外科治療
6		陽子線治療
8		経頸静脈肝内門脈大循環短絡術
9	※	骨髄細胞移植による血管新生療法
11		重粒子線治療
14	※	自家液体窒素凍結骨移植
20	※	末梢血幹細胞による血管再生治療
21	※	末梢血単核球移植による血管再生治療
22		C Y P 2 C 1 9 遺伝子多型検査に基づくテーラーメイドのヘリコバクター・ピロリ除菌療法
23	※	非生体ドナーから採取された同種骨・靭帯組織の凍結保存
26	※	樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法
27	※	自己腫瘍・組織を用いた活性化自己リンパ球移入療法
28	※	自己腫瘍・組織及び樹状細胞を用いた活性化自己リンパ球移入療法
36		実物大臓器立体モデルによる手術支援
44	※	短腸症候群又は不可逆的な機能性小腸不全に対する脳死ドナーからの小腸移植
45	※	多血小板血漿を用いた難治性皮膚潰瘍の治療
46	※	短腸症候群又は不可逆的な機能性小腸不全に対する生体ドナーからの小腸部分移植
47	※	自家嗅粘膜移植による脊髄再生治療
49		硬膜外自家血注入療法
50	※	食道アカラシア等に対する経口内視鏡的筋層切開術

暫定的に先進医療Aとして実施する技術。ただし、平成28年3月31日までを先進医療Bへの移行期間とする。

実施医療機関は、上記移行期間内に先進医療Bとして改めて申請する。なお、試験実施計画等の科学的評価が終了した場合、先進医療Aから削除とする。

上記移行期間内に試験実施計画等の科学的評価が終了しなかった場合、平成28年4月1日をもって先進医療から削除とする。

平成 26 年 月 日

先進医療実施医療機関 各位 医療課宛

厚生労働省保険局医療課

平成 26 年 4 月 17 日の先進医療会議において、「平成 26 年度診療報酬改定における保険導入の検討の際の指摘への対応について（案）」が議論され、当該先進医療技術の実施について、今後の対応が了承されたところである。

のことから、関係医療機関に対して、下記のとおり周知する機会を設けた次第であるので、参集されたい。

記

1. 日時 平成 26 年 8 月 28 日（木） 13 時 30 分～14 時 30 分
2. 場所 三田共用会議所 講堂
〒108-0073 東京都港区三田 2-1-8
3. 参加者
 - ・保険局医療課企画官、専門官、医政局研究開発振興課専門官
 - ・先進医療実施医療機関（各医療機関 1 名まで）
 - ・その他
4. 議事（案）
 - （1）先進医療会議における議論について
 - （2）今後の対応について
 - （3）その他

なお、出欠については別紙 2 に記入の上、医療課宛に 8 月 8 日（金）必着とする。

（宛 先）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生労働省保険局医療課医療係 先進医療担当 中西 勝
電話 03(5253)1111 (内線 3289)
FAX 03(3508)2746

出欠票

先進医療に係る連絡会議に

	出席します
	欠席します

上記いずれかに ○ を記入してください。

医療機関名

先進医療として
実施している技術

出席者名

電話番号 ()

(宛先)

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省保険局医療課医療係 先進医療担当 中西 勝
電話 03(5253)1111 (内線3289)
FAX 03(3508)2746

参考資料

先 一 3
26. 4. 17

平成26年度診療報酬改定における保険導入の検討の際の指摘への対応について（案）

1. 経緯等

- 第14回 先進医療会議（平成26年1月16日）において、平成26年度診療報酬改定における先進医療からの保険導入の検討についての検討を行った際に、いくつかの技術については、今後、先進医療を継続する上で課題等が指摘されているため、下記のような対応を行うこととしてはどうか。

2. 主な課題及び対応（案）

先進医療番号（從前）、技術名	指摘内容	対応（案）
8：陽子線治療 15：重粒子線治療	<p>○これまで先進医療として実施してきたデータについて、評価に耐えるデータの蓄積・解析等が行われてきたことは言がたく、解剖等を実施することが必要。</p> <p>○一方で、内分泌機能などわざかながら前向きに検討する見込みのある結果もあることから、例えば、小児の髓芽腫等に絞って、先進医療Bとして評価を実施するなど、効果が期待される臓器・組織型に絞って、より明確な評価が可能となるような体制を構築するべきではないか。</p> <p>○海外への輸出等を検討するのであれば、安全性や有効性等について、統計学的に主張が行えるような評価を行うべきではないか。</p>	<p>○実施施設に対し、これまで先進医療として実施してきたデータを施設横断的にとりまとめ、解剖等を実施することが可能かどうか、事務局から打診を行う。</p> <p>○安全性・有効性等が一定程度明らかになりつつあり、先進医療Aとしての実施が望ましい臓器や組織型等と、安全性・有効性・安全性等に不明確な点が多く先進医療Bとしての実施が望ましい臓器や組織型等とに、平成28年3月までに振り分けを行うことを検討する。その際、主要な実施医療機関が事務局とともに振り分け案を作成することとする。</p> <p>○解析が行えた場合は、臓器や組織型ごとに、平成28年度診療報酬改定時に保険適用できるか判断することを検討する。</p>
10：経頸静脉肝内門脈大循環短絡術 27：CYP2C19遺伝子多型検査に基づくテラーメイドのヘリコバクター・ピロリ除菌療法	<p>○保険適用すべきかどうかの検討においては、技術の有用性の観点や類似技術の実用化が既になされている等の観点を踏まえる必要がある。</p> <p>○平成28年3月までには継続してよしめ、その時点で、保険適用すべきかどうか検討し、保険適用に至らなければ先進医療から削除してはどうか。</p>	<p>○平成28年3月まで先進医療を継続し、保険適用すべきかどうかを検討する。保険適用に至らなければ、先進医療から削除とする。</p>

47：実物大臓器立體モデルによる手術支援 (2：膝関節再建手術における画像支援ナビゲーションも同様の指摘があつたが、今回先進医療から削除された)	<p>○技術としては成熟しているため、今後は類似の技術についてでは、先進医療を経由せず、中医協の医療技術評価分科会において、保険適用の議論を行うこととしてはどうか。</p> <p>○従来法に比べて、例えば費用が下がる、安全性が向上する等のメリットがわかつくるような評価を行うべき。</p>	<p>○今後は類似の技術については、先進医療を経由せず、中医協の医療技術評価分科会において、保険適用の検討を行う。</p> <p>○告示番号 47 番については、平成 28 年 3 月まで先進医療を継続し、保険適用すべきかどうかを検討する。その際、費用や安全性等の指標の評価を行った論文等の資料を添付することが望ましい。保険適用に至らなければ、先進医療から削除とする。</p>
63：硬膜外自家血注入療法	<p>○24 年 6 月に適用開始となりあり、エビデンスが十分ではないことから、データを蓄積し、エビデンスを示していくべきではないか。</p>	<p>○引き続き先進医療を継続する。保険適用に向けた判断のため、エビデンスとなるデータの解析を提案する。</p>

3. 参考

- 下記の技術については、暫定的に先進医療 A として実施することとなつており、平成 28 年 3 月 31 日までを先進医療 B への移行期間としている。(平成 24 年 11 月 第 2 回先進医療会議決定)
- 実施医療機関は、上記移行期間内に先進医療 B として改めて申請する。上記移行期間内に試験実施計画等の科学的評価が終了しなかつた場合、平成 28 年 4 月 1 日をもつて先進医療から削除とする。

- 告示番号 3 : 東結保存同種組織を用いた外科治療
告示番号 11 : 骨髄細胞移植による血管新生療法
告示番号 18 : 自家液体要素処理骨移植
告示番号 25 : 末梢血幹細胞による血管再生治療
告示番号 26 : 末梢血単核球移植による血管再生治療
告示番号 28 : 非生体ドナーから採取された同一種骨・韌帯組織の凍結保存
告示番号 33 : 樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法
告示番号 34 : 自己腫瘍・組織を用いた活性化自己リンパ球移入療法
告示番号 35 : 自己腫瘍・組織及び樹状細胞を用いた活性化自己リンパ球移入療法
告示番号 57 : 短腸症候群又は不可逆的な機能性小腸不全に対する脳死ドナーカラの小腸移植
告示番号 58 : 多血小板血漿を用いた難治性皮膚潰瘍の治療
告示番号 59 : 短腸症候群又は不可逆的な機能性小腸不全に対する生体ドナーカラの小腸部分移植
告示番号 60 : 自家嗅粘膜移植による脊髓再生治療
告示番号 64 : 食道アカラシア等に対する経口内視鏡的筋層切開術